

意見・案等検討結果説明シート

整理番号	1-2
更新日時	令和2年3月27日

件名	移動費用の負担軽減について②	現状と課題	歩行が困難な障がい者にとって、移動費(鳥取市内までの通院に要するタクシー代など)の負担が大きい。	主管課	福祉課
				電話番号	0857-73-1333
提案内容(原文)	②高齢者等移送サービスのような制度により、重度障がい者が鳥取市内の病院に通院できるようにする。				
検討結果	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 引き続き検討する <input type="checkbox"/> その他		自家用車等がなく、公共交通機関の利用ができない重度障がい者を対象に、岩美町内の医療機関にない診療科への通院に必要なタクシー費用の一部を助成する制度を新設します。		
事業概要	款	3	民生費	【対象者】 1. 自家用車を所持していない市町村民税非課税世帯で、下記のいずれかに該当する世帯員 ①下肢または体幹機能障がい2級以上の方で、岩美町高齢者等移送サービスに利用登録がされており、公共交通機関の利用が困難であると認められる方 ②療育手帳Aの所持者で、公共交通機関の利用が困難であると認められる方 ③その他町長が特に必要と認める方(例:パニック障がい) 2. 下記のいずれかに該当する場合は対象外 ①施設入所者 ②「生計同一証明」による自動車税減免に係る障がい者 ③生活保護受給者 【利用範囲】 自宅から岩美町内にない診療科までのタクシー利用(往路のみ) 【利用回数】 同一年度内に12回(途中で申請された方は、残りの月数) 【補助額】 タクシー利用料の90%を助成(上限額6,000円)(※償還払い)	
	項	1	社会福祉費		
	目	1	社会福祉総務費		
	事業名	障害者地域生活支援事業のうち			
	事業費	360千円			
	財源内訳(千円)				
		一般財源	360千円		